



互助会報



平成29年度退職福祉部号

事業のご案内

【医療費補助金】

【短期人間ドック利用助成金】

【施設利用助成金】

【弔慰金】

【国内外研修旅行助成金】

この「退職福祉部号」は、年度1回の発行として、その年度の事業内容につきご案内をしております。

事業に関する請求手続きや、退職後の異動、変更内容に関する手続きなど、掲載しております。

一生涯の福利厚生事業となっておりますので、ご家族の皆様も目を通していただき、会員様がこの退職福祉部制度に加入し、どのような事業の適用が受けられるのか確認いただければ幸いです。

退職福祉部に加入いただいております皆様への唯一のお知らせとなります。

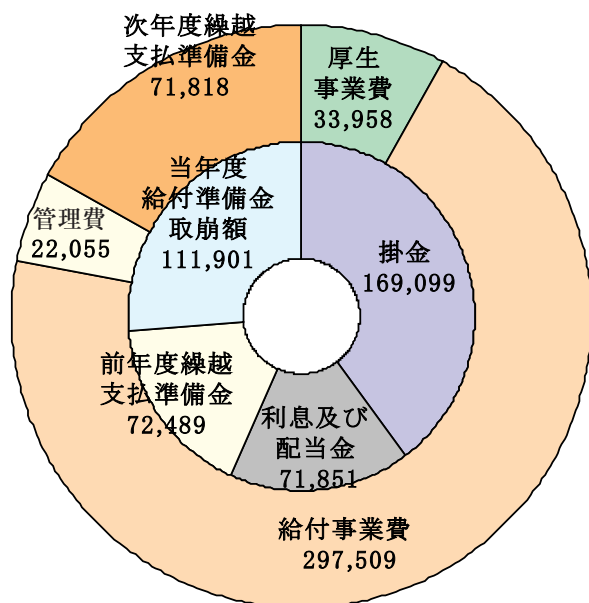
お問い合わせは、下記までお電話ください。



発行 (一財)高知県市町村職員互助会 高知市本町5丁目3-20 高知共済会館内
TEL 088-824-1306(直) TEL 088-823-3213(代) FAX 088-823-5270
ホームページ <http://www.kochi-kyosai.jp/gojyokai/index.html>

～平成28年度事業報告及び決算報告～

収支の状況 (単位：千円)



退職福祉部は、現職期間中にご本人の意思により加入（任意加入）された会員に、掛金を納めていただき、退職後一生涯に亘り、医療費補助金等の事業の適用を受けることができる制度となっております。

この事業の原資としては、現職中に納めていただいた掛金を準備金として積立て、その準備金により給付等の支出を行なっております。

28年度決算により、事業収入となります掛金については、現職会員の減少はありましたが、掛金の基礎となる給料月額が標準報酬制へ移行した影響等もあり、昨年度より約10,587千円の増加となりました。しかしながら、財源に大きく影響する利息及び配当金については、高利率で運用を行っていた有価証券（国債・地方債・

社債等）の満期償還が続く中、償還後の運用においては利率が低迷する中での買付となり、利息収入の減少が続くことが予想されます。本経理においては、平成19年度以降、収入を上回る支出が続き、給付準備金を取崩して支出に補てんする状況が続き、本年度につきましても、111,901千円の不足金を生じましたので、給付準備金の取崩しにより補てんし、次年度繰越給付準備金は5,872,014千円となりました。

◆現職会員数と退職会員数

種別	区分	27年度決算	28年度決算	比較増△減
現 職 会 員 数		6,505人	6,339人	△166人
配偶者現職会員数		2,976人	2,863人	△113人
退 職 会 員 数		9,339人	9,459人	120人
配偶者退職会員数		5,458人	5,512人	54人

◆事業収入

科目	区分	27年度決算	28年度決算	比較増△減
掛 金		158,511,939円	169,098,528円	10,586,589円
利 息 及 び 配 当 金		74,928,794円	69,000,560円	△5,928,234円
償 還 差 益		252,000円	2,851,000円	2,599,000円
計		233,692,733円	240,950,088円	7,257,355円

◆事業支出

科目	区分	27年度決算	28年度決算	比較増△減
医 療 費 補 助 金		287,240,100円	284,553,400円	△2,686,700円
弔 慰 金		8,150,000円	8,150,000円	0円
返 還 一 時 金		3,606,336円	4,805,370円	1,199,034円
施 設 利 用 助 成 金		2,581,494円	2,438,900円	△142,594円
短期人間ドック助成金		29,463,900円	29,871,308円	407,408円
研 修 旅 行 助 成 金		2,259,273円	1,648,159円	△611,114円
計		333,301,103円	331,467,137円	△1,833,966円

◆管理費

科目	区分	27年度決算	28年度決算	比較増△減
職 員 給 与		5,915,043円	6,035,510円	120,467円
厚 生 費		0円	2,112円	2,112円
旅 費		95,873円	55,557円	△40,316円
事 務 費		2,958,939円	2,934,897円	△24,042円
委 託 費		1,091,695円	1,105,150円	13,455円
委 託 管 理 費		2,089,776円	2,107,296円	17,520円
賃 借 料		2,961,719円	2,952,469円	△9,250円
普 及 費		290,900円	286,500円	△4,400円
負 担 金		2,602,717円	2,557,104円	△45,613円
その他事務局経費		3,451,148円	4,018,603円	567,455円
計		21,457,810円	22,055,198円	597,388円

退職福祉部の管理費については、上記のとおりとなっております。以下、内訳については、職員給与は、福祉部業務は3名の職員が他の業務と兼務で行い、うち1名分の給与を支出しています。事務費は必要書類の印刷費、郵送料、電話代等、委託費及び委託管理費は、医療費の自動給付を行うための情報提供料等、また、システムにおいて会員管理や給付管理、給付等の処理を行っていますので、その保守費用として電算システム会社に支出し、事務室料と機器のリース料は賃借料とし、会報等の作成費などは普及費として計上しています。その他事務局経費については、光熱費や消費税等を含めております。

一生涯の福利厚生を行なうために、5年ごとの再計算を原則に見直しを行っておりますが、前回平成21年度に見直しを行った後、平成27年1月に医療費制度改正があり、本年度につきましても、8月診療分から70歳以上の方を対象とした高額療養費の医療費制度の改正が実施され、また平成30年8月診療分からの改正も予定されております。今後の再計算については、改正後の収支状況を見据えた中でできる限り会員の皆さんの負担を軽減できる形で運営を考えておりますが、現在、掛金を納めていただいている現職会員の方が退職をされた後も、現行に近い制度維持ができるように検討に検討を重ねながら、行なっていきたいと考えております。今後とも、会員の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

会員の皆様およびご家族の方へ

退職福祉部は、県下の市町村役場および一部事務組合等や公立学校（市町村より給与を受けていた方）にお勤めされていた方やその配偶者の方で、退職会員及び配偶者退職会員の資格を取得された方に対して給付等をおこなっております。

次の内容に該当する場合は、退職福祉部までご連絡をお願いいたします。

なお、医療費補助金・弔慰金・施設利用助成金に関しましては、その事由が発生してから満2年をもって消滅いたします。請求の際は、ご注意ください。また、医療費補助金の自動給付方式の場合も、2年の時効は同様の取扱いとなりますので、対象となる給付が6ヶ月以上、送金されない場合は、互助会までお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。

各事業の詳細につきましては、次により各ページをご覧ください。

◇病院や薬局で医療費を支払ったとき……	5～9ページ
◇お亡くなりになられたとき……	10ページ
◇3泊4日以上の旅旅行に行かれたとき……	10ページ
◇契約施設で宿泊されたとき……	10ページ
（指定宿泊施設一覧表）……	11～14ページ
◇人間ドックを受けられるとき……	15ページ

また、給付をおこなうためには会員の方のご住所や送金指定口座及び加入されている健康保険を登録する必要があります。そのため、次の変更があった場合は届出が必要となりますので、必ず退職福祉部までご連絡をお願いいたします。

- ◇住所(連絡先)が変わったとき ※連絡先もお忘れなく記載ください。
- ◇金融機関を変更されるとき
- ◇氏名が変わったとき
- ◇健康保険証が変わったとき
- ◇後期高齢者になられたとき

※後期高齢者医療制度に変更になられる場合は、75歳の誕生日の月はじめに手続きをお願いする文書を送付します。
なお、75歳以前に後期高齢者医療制度に変更になられた場合は、ご連絡をお願いします。

☆障害認定を受けられている方で、次に該当される場合はご連絡ください。

- ① 医療費の自己負担額が発生している場合で、退職福祉部からの給付が中断されている方。
- ② 医療費の自己負担額が発生していない場合で、退職福祉部からの給付の支給がある方。

病院や薬局で医療費を支払ったとき → 医療費補助金・配偶者医療費補助金

1. 給付の対象になるもの

健康保険証を使って医療機関等で治療等を受けたときに支払った自己負担額が対象となります。保険外の自己負担額については対象となりません。ただし、コルセット等の療養費払いについては対象となりますので、「領収書の写し」と「保険者負担分の金額が証明できる書類」を添付して請求してください。

【給付の対象となるもの】

- * 健康保険証を使った治療費等の自己負担額。
- * コルセット代等の療養費払いをしたもの。

【給付の対象とならないもの】

- * 入院時食事療養費(食費)および生活療養費(居住費)
- * 室料
- * 文書代
- * 予防接種
- * その他保険適用外分

※介護保険をご使用の場合は、対象となりません。

2. 給付の対象となる金額

国民健康保険法等による公費負担額を除いた自己負担額のうち退職会員は1件につき5,000円、配偶者退職会員は1件につき6,000円を超えた額を給付します。ただし、最低給付額が500円のため、1件につき退職会員は5,500円以上、配偶者退職会員は6,500円以上自己負担したときに給付の対象となります。

☆ 1件の取り扱い（国民健康保険法等による）について

- ① 暦月ごとに計算。（月の初日から月末までを1ヶ月として計算します。）
- ② 医療機関ごと、入院・外来は別々となります。総合病院で複数の科を受診されたときは合計して1件としますが、総合病院での歯科診療は、一医療機関と見なします。
- ③ 調剤薬局分は、医療機関とは別です。（処方箋を発行された医療機関ごとになりますので処方箋発行医療機関の記載がない場合は書き添えてください。）

ただし、調剤薬局分と処方箋を交付した医療機関の医療費を合算したときに、高額療養費の該当になる場合は合算して1件として取り扱います。

※ 前期高齢者（70歳から74歳）及び後期高齢者医療制度の方（75歳以上またはある一定の障害がある65歳以上）につきましては、外来合算額・世帯合算額に該当した場合、住民税課税区分により1件の取り扱いが異なってきます。

☆ 100円未満の端数は切り捨てます。

☆ 保険者より附加給付等がある場合は、更にその額を差し引きます。（附加給付がある場合は、内容につきお知らせください。）

☆ 退職福祉部の給付対象上限額は72,300円です。

住民税課税区分や年齢により上限額は、異なりますので、次表をご確認ください。



〔70歳未満〕

区 分		給付対象上限額
アイ	年収約770万円超 健保：標準報酬月額53万円以上 国保：年間所得600万円超	72,300円
ウ	年収約370万円～約770万円 健保：標準報酬月額28万円以上53万円未満 国保：年間所得210万円以上600万円未満	72,300円 (44,400円)
エ	年収約370万円未満 健保：標準報酬月額28万円未満 国保：年間所得210万円未満	57,600円 (44,400円)
オ	住民税非課税者	35,400円 (24,600円)

〔70歳以上(後期高齢者医療制度該当者含む)〕

区 分	給付対象上限額	
	外来合算 上限額	外来・入院合算 (世帯上限額)
現役並み所得者	57,600円	72,300円 (44,400円)
一 般	14,000円 (年間給付 対象上限額 144,000円)	57,600円 (44,400円)
低所得者Ⅱ (住民税非課税者)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ (住民税に係る所得金額がない等)		15,000円

- ◎ ()は過去12ヶ月以内に高額療養費に該当した場合の、4回目以降の自己負担限度額です。

- ◎ 70歳以上の区分が一般の方は、平成29年8月診療分より医療保険法等の改正により高額療養費（外来自己負担限度額）が変更されますので、給付対象上限額を14,000円とし年間給付対象上限額を144,000円とします。

- ◎ 退職福祉部の給付額は、上記給付対象上限額までの自己負担額から、退職会員は5,000円、配偶者退職会員は6,000円を差し引いた額となります。



- ◎ 高額療養費（※注1）については各保険者への請求となりますので、加入健康保険者にお問い合わせいただき、ご請求ください。

ただし、「限度額適用認定証」（※注2）を提出する場合は、窓口負担額が高額療養費自己負担限度額となっておりますので、請求の必要はありません。

※ 複数の医療機関を受診すると、請求が必要な場合があります。

- ◎ 上記給付対象上限額は、退職福祉部における上限額ですので、高額療養費とは異なります。

※ 「区分ア・イ・ウ」の方の高額療養費自己負担限度額は、80,100円以上で区分により計算されます。

（※注1）「高額療養費」とは

課税区分や年齢により異なりますが、高額な医療費の自己負担が一定額を超えた部分に払い戻される制度です。健康保険診療以外の自費診療や入院時の食事代・居住費・室料等は含まれません。

（※注2）「限度額適用認定証」とは

健康保険証とあわせて「限度額適用認定証」を薬局や病院窓口に提示することで、支払額が高額療養費自己負担限度額までとなります。

手続きについては「限度額適用認定証」の申請が必要ですので、健康保険証の保険者（市町村の国民健康保険の方は市町村役場、協会けんぽの保険証の方は全国健康保険協会等）にお問い合わせください。

3. 請求方法

加入されている健康保険により、【自動給付方式】と【請求方式】の2通りとなります。
給付に関して、ご不明な点は互助会までご連絡ください。

【自動給付方式】

保険者から直接互助会に医療費情報の提供をいただき、医療費補助金を給付する方法です。
ただし、自動給付はすべての健康保険制度に対応していません。下記の健康保険に加入されている方が「同意書」を提出することにより、自動給付の対象となります。

医療費情報の提供は、最短で診療月の3ヶ月後となっております。保険者や医療機関等の事情により、3ヶ月を超える場合がありますので、対象となる給付の送金がなく、診療月から6ヶ月を超えるようでしたら、互助会までご連絡ください。

ー自動給付ができる健康保険制度ー

- * 高知県内の市町村の国民健康保険（「同意書」の提出要）
- * 高知県内の後期高齢者医療保険（「同意書」の提出要）
- * 高知縣市町村職員共済組合の任意継続組合員及びその被扶養者
- * 高知縣市町村職員共済組合の被扶養者

高知県内の市町村の国民健康保険および後期高齢者医療保険の方で「同意書」の提出がない場合は、請求方式となります。

【請求方式】

上記以外の方で医療機関等にかかり、医療費補助金の給付の対象となったときには、所定の請求書に記入のうえ、領収書の添付又は請求書下段の証明欄に医療機関の証明を記入いただき、診療月の翌月以降に請求いただく方法です。請求書については互助会までご連絡いただければ郵送いたします。

●注意事項

自己負担額が70歳未満の方は35,400円以上、70歳以上の方は外来をすべて合計して8,000円以上、入院を含む場合は15,000円以上の場合は、次の届出が必要となります。

1. 限度額適用認定証をお持ちの方…コピーをご提出ください。

請求する医療費補助金の受診月が限度額適用認定証の有効期限内か確認してください。

2. 限度額適用認定証をお持ちでない場合で課税世帯の方は、「課税・所得証明書」、就労されている方が加入する保険証を使用の場合は、就労されているご本人の標準報酬月額がわかるものもご提出ください。

なお、非課税世帯の方は、その旨ご連絡をお願いします。ただし、70歳以上の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の区分（低Ⅰまたは低Ⅱ）をお知らせください。同じ保険証を使用している同一世帯の中で課税者がいる場合は課税世帯となります。

【医療費補助金の計算方法について】

医療費補助金については、年齢・自己負担額・所得区分・課税区分により、計算方法が異なります。

※ 6 ページの上段の表を参考にご覧ください。

次の【例】により、それぞれの区分による計算方法の一例を記載いたしましたので、参考にしてください。なお、下記の例は、同一世帯で同一の保険証（本人・配偶者とも国民健康保険、本人と配偶者が全国健康保険協会の被保険者と被扶養者、本人・配偶者とも後期高齢者医療制度加入者など）を使用している本人、配偶者とも福祉部加入の場合です。異なった保険制度に加入の場合は、個人ごとの計算方法となりますので、ご注意ください。

【例】

同じ月内に本人が外来として、A 病院で 5,000 円、B 調剤薬局で 8,500 円、配偶者が C 病院で入院し 60,000 円、外来として C 病院で 4,500 円を自己負担した場合

※ 高額療養費が該当となった 1 回目の場合で計算しています。

1. 70 歳未満の給付金の計算・・・「課税区分工」の場合

計算の
しかた

- 外来(A 病院) 給付対象外の自己負担額です。
+ (本人)
 - 調剤(B 調剤薬局) 8,500 円－5,000 円＝3,500 円
+ (本人)
 - 入院(C 病院) 57,600 円－6,000 円＝51,600 円
(給付対象上限額) + (配偶者)
 - 外来(C 病院) 給付対象外の自己負担額です。
↓ (配偶者)
- 3,500 円＋51,600 円＝55,100 円
合 計 55,100 円給付

ポイント

課税区分工のため、C 病院の入院分（60,000 円）が、給付対象上限額を超えておりますので 57,600 円を基準とします。

・課税区分が異なると、給付対象上限額が変わります。

2. 70 歳以上(後期高齢者医療制度該当者含む)の給付金の計算

◇ 現役並み所得者の場合（3 割負担の方）

計算の
しかた

- 外来(A 病院) 給付対象外の自己負担額です。
+ (本人)
 - 調剤(B 調剤薬局) 8,500 円－5,000 円＝3,500 円
+ (本人)
 - 入院(C 病院) 60,000 円－6,000 円＝54,000 円
+ (配偶者)
 - 外来(C 病院) 給付対象外の自己負担額です。
↓ (配偶者)
- 3,500 円＋54,000 円＝57,500 円
合 計 57,500 円給付

ポイント

本人外来分を合算して 44,400 円未満の合算対象外のため、すべての自己負担額を合算します。高額療養費自己負担限度額（80,100 円以上）を超えないため、自己負担 1 件ごとの計算となります。

・合算して 80,100 円以上の場合は、世帯合算となり、給付対象上限額 72,300 円－5,000 円＝67,300 円の給付となります。

◇ 一般（課税世帯）の場合



➤ 外来(A 病院)	5,000 円	} 外来分合算対象外
	+ (本人)	
➤ 調剤(B 調剤薬局)	8,500 円	} 13,500 円
	+ (本人)	
➤ 入院(C 病院)	60,000 円	} 世帯合算額
	+ (配偶者)	
➤ 外来(C 病院)	4,500 円	} 77,500 円
	↓ (配偶者)	
57,600 円 - 5,000 円 = 52,600 円		
(給付対象上限額) (本人会員の控除額を適用)		
合 計 52,600 円給付		

ポイント

本人外来分を合算して 14,000 円未満の合算対象外のため、すべての自己負担額を合算します。入院外来あわせての世帯合算額が高額療養費自己負担限度額（57,600 円）を超えますので 57,600 円を基準として給付します。

・世帯合算の場合は、本人会員の控除額を適用します。

上記のうち本人 A 病院が 6,000 円、配偶者入院(C 病院)の自己負担額が 20,000 円の場合は、次の計算式となります。



➤ 外来(A 病院)	6,000 円	} 本人外来合算として
	+ (本人)	
➤ 調剤(B 調剤薬局)	8,500 円	} 14,500 円
	+ (本人)	
		上限額 14,000 円
入院(C 病院)	20,000 円 - 6,000 円 = 14,000 円	} 配偶者給付額
	+ (配偶者)	
外来(C 病院)	給付対象外の自己負担額です。	} ↓ (配偶者)
本人給付額		
14,000 円 - 5,000 円 = 9,000 円給付		
(給付対象上限額)		
9,000 円 + 14,000 円 = 23,000 円		
合 計 23,000 円給付		

ポイント

本人外来分を合算して 14,000 円を超えるため 14,000 円を基準とします。本人外来自己負担額を 14,000 円とし、配偶者自己負担額と合算し、高額療養費自己負担限度額（57,600 円）を超えませんが、本人・配偶者それぞれの計算となります。

◇ 低所得者ⅡおよびⅠ（住民税非課税世帯等）の場合

低所得者Ⅱの場合

自己負担額を合算して入院外来の自己負担上限額（24,600 円）を超えるので、次の計算式により取り扱います。

$$24,600 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円} = 19,600 \text{ 円}$$

(自己負担上限額) (本人会員の控除額を適用)

合 計 19,600 円給付

低所得者Ⅰの場合

自己負担額を合算して入院外来の自己負担上限額（15,000 円）を超えるので、次の計算式により取り扱います。

$$15,000 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円} = 10,000 \text{ 円}$$

(自己負担上限額) (本人会員の控除額を適用)

合 計 10,000 円給付

お亡くなりになられたとき → 弔慰金

当会へご連絡ください。「弔慰金請求書」を送付します。必要事項をご記入の上、添付書類(お亡くなりになった会員及び請求する遺族との続柄が確認できる書類)とともに当会まで返送してください。

*退職会員となって	1年以内の死亡	100,000円
	2年以内の死亡	50,000円
	2年を超えての死亡	30,000円
*配偶者退職会員		20,000円

4日以上の旅旅行に行ったとき → 国内外研修旅行助成金

高知県内の旅行は対象となりませんが、高知県外のご旅行については、国内外を問わず、3年度に1回を限度として助成があります。ただし、旅行最終日から60日以内(請求書受付日を基準とします)の請求を厳守ください。60日を1日でも過ぎますと請求の権利が喪失します。

◎旅行の助成は次の条件をみたすものに限ります。

《条件》 ① 旅行日程3泊4日以上 ② 旅費 1人60,000円以上

*退職会員 . . . 10,000円助成 *配偶者退職会員 . . . 5,000円助成

【請求方法】

請求書類…「国内外研修旅行助成金請求書」※ご連絡いただければ請求書を送付します。

添付書類

1. 請求者の名前が記載された旅行業者等の領収書、旅行経費の確認ができる領収書
2. 請求者の旅行滞在が証明できるもの(日程表、行程表、領収書等)
3. 海外旅行で、ご本人確認及び滞在期間等が不明なときはパスポートの写し(写真部分及び日本の出入国スタンプの各頁)を提出いただく場合があります。

契約施設で宿泊されたとき → 施設利用助成金

退職会員、配偶者退職会員が当会の指定する保養宿泊施設を利用したとき、1人1泊2,000円を助成いたします。(次ページ以降に指定宿泊施設を掲載しています。)

請求方法は、施設発行の領収書に宿泊者氏名と住所をご記入の上、当会へ送付してください。宿泊者が退職会員と配偶者退職会員の場合には、両方の名前を記入してください。

なお、宿泊施設の詳細につきましては、直接施設にお問い合わせください。(連泊の宿泊は7泊を限度とします。)



県内の指定宿泊施設

No.	施設名	所在地	TEL	備考
1	北川村温泉 ゆずの宿	安芸郡北川村小島121	0887-37-2321	全館建替え中の為休業中。 下記をご覧ください。
2	コミュニティセンターうまじ うまじ温泉	安芸郡馬路村馬路3564-1	0887-44-2026	
3	芸西村の家	安芸郡芸西村和食甲4525	0887-33-2894	
4	香南市サイクリングターミナル	香南市夜須町手結山1304	0887-55-3196	
5	羽尾大釜荘	香南市夜須町羽尾523	0887-54-0345	
6	べふ峡温泉	香美市物部町別府452-8	0887-58-4181	
7	山荘梶ヶ森	長岡郡大豊町佐賀山1248-3	0887-74-0256	
8	ゆとりすとパークおおとよ	長岡郡大豊町中村大王4037-25	0887-72-0700	キャンプ不可（※注）
9	さめうら荘	土佐郡土佐町田井182	0887-82-1020	
10	自然教育センター白滝	土佐郡大川村朝谷26	0887-84-2201	
11	桂浜荘	高知市浦戸城山830-25	088-841-2201	
12	オーベルジュ土佐山	高知市土佐山東川661	088-850-6911	
13	高知会館	高知市本町5丁目6-42	088-823-7123	
14	高知共済会館 COMMUNITY SQUARE	高知市本町5丁目3-20	088-823-3211	
15	山荘 しらさ	吾川郡いの町寺川175	090-1177-5633	
16	木の香温泉	吾川郡いの町桑瀬225-16	088-869-2300	
17	土佐和紙工芸村くらうど	吾川郡いの町鹿敷1226	088-892-1001	
18	木の根ふれあいの森	吾川郡いの町戸中171	088-850-5658	
19	中津溪谷ゆの森	吾川郡仁淀川町名野川258-1	0889-36-0680	
20	高原ふれあいの家 天狗荘	高岡郡津野町芳生野乙4921-22	0889-62-3188	
21	鯉乃國の湯宿 黒潮本陣	高岡郡中土佐町久礼8009-11	0889-52-3500	
22	四万十源流の家	高岡郡中土佐町大野見神母野652	0889-57-2126	
23	雲の上のホテル	高岡郡梶原町太郎川3799-3	0889-65-1100	別館マルシェ・ユスハラは
24	ホテル松葉川温泉	高岡郡四万十町日野地605-1	0880-23-0611	
25	ウェル花夢	高岡郡四万十町江師546番	0880-27-1211	キャンプ不可（※注）
26	ホテル星羅四万十	四万十市西土佐用井1100	0880-52-2225	
27	とまろっと	四万十市下田3548	0880-33-0101	キャンプ不可（※注）
28	足摺テルメ	土佐清水市足摺岬1433-3	0880-88-0301	
29	椰子の湯	宿毛市大島17-27	0880-65-8185	
30	ベルリーフ大月	幡多郡大月町周防形404	0880-74-0222	

（※注）キャンプ場においては、宿泊棟を利用した場合のみ助成対象となります。

No.1「北川村温泉 ゆずの宿」の開業時期は施設または北川村産業課（0887-32-1221）、北川村観光協会（080-2985-5647）にお問い合わせください。

県外の指定宿泊施設

◎北海道・東北の宿

県名	施 設 名	所 在 地	TEL
北海道	ホテルポールスター札幌	札幌市中央区北4条西6丁目	011-330-2531 (宿泊予約直通)
	ホテルノースシティ	札幌市中央区南9条西1丁目	011-512-9748
	溪流荘	札幌市南区定山溪温泉西2丁目	011-598-2721
青森県	アップルパレス青森	青森市本町5丁目1-5	017-723-5610(予約専用) 017-723-5600(施設)
岩手県	ゆこたんの森	岩手郡雫石町長山猫沢3-6	019-693-3600 (受付時間 8:00~21:30)
宮城県	パレス松洲(まつしま)	宮城郡松島町高城字浜38	022-354-2106
山形県	むつみ荘	南陽市赤湯字森先233-1	0238-43-3035
	うしお荘	鶴岡市湯野浜1-11-23	0235-75-2715
福島県	ホテル福島グリーンパレス	福島市太田町13-53	024-533-1171

◎関東の宿

県名	施 設 名	所 在 地	TEL
茨城県	大洗 鴨松亭	東茨城郡大洗町磯浜町8179-5	029-266-1122
栃木県	那須の森ヴィレッジ	那須郡那須町大字高久乙字遅山3375-637	0287-78-1636
群馬県	アルペンローゼ	吾妻郡草津町草津512-2	事務局 048-822-3304 施 設 0279-88-1300
千葉県	オークラ千葉ホテル	千葉市中央区中央港1-13-3	043-248-1111
	黒潮荘	鴨川市貝渚2565	04-7092-2205 H29.9.1~H30.4.30改修のため休館
東京都	ホテル日航立川 東京	立川市錦町1-12-1	042-521-1111
	東京グリーンパレス	千代田区二番町2	03-5210-4600
	アジュール竹芝	港区海岸1-11-2	03-3437-2011
	全国町村会館	千代田区永田町1-11-35	03-3581-0471
神奈川県	湯河原温泉ちとせ	足柄下郡湯河原町宮上281-1	0465-63-0121
山梨県	ホテルやまなみ	笛吹市石和町駅前15-1	055-262-5522

◎東海・北陸の宿

県名	施 設 名	所 在 地	TEL
新潟県	瀬波はまなす荘	村上市瀬波温泉1-2-17	0254-52-5291
	アクアーレ長岡	長岡市新陽2-5-1	0258-47-5656
富山県	グリーンビュー立山	中新川郡立山町千寿ヶ原	076-482-1716
石川県	おびし荘	小松市井口町ホ55	0761-65-1831
福井県	越路	あわら市東温泉2-201	0776-77-3151
岐阜県	紫雲荘	下呂市湯之島692	0576-25-2101
静岡県	シーサイドいづたが	熱海市上多賀12	0120-73-1241
愛知県	シーサイド伊良湖	田原市中山町岬1-43	0531-35-1151
	レイクサイド入鹿	犬山市字喜六屋敷118	0568-67-3811 H30.3.31閉館
三重県	サンペルラ志摩	志摩市磯部町の矢314	0599-57-2130

◎近畿の宿

県名	施 設 名	所 在 地	TEL
滋賀県	ホテルピアザびわ湖	大津市におの浜1-1-20	077-527-6333
	憩いの里湖西	高島市勝野1533	0740-36-2345 H30.9.30閉館
京都府	ホテルセントノーム京都	京都市南区東九条東山王町19-1	075-682-8777
大阪府	シティプラザ大阪	大阪市中央区本町橋2-31	06-6947-7702
兵庫県	ひょうご共済会館	神戸市中央区中山手通4-17-13	078-222-2600
	ゆめ春来	美方郡新温泉町湯1569-6	0796-99-2211

◎中国の宿

県名	施 設 名	所 在 地	TEL
鳥取県	溪泉閣	東伯郡三朝町山田180	0858-43-0828
島根県	ホテル白鳥	松江市千鳥町20	0852-21-6195
岡山県	サン・ピーチOKAYAMA	岡山市北区駅前町2-3-31	086-225-0631
山口県	防長苑	山口市熊野町4-29	083-922-3555

◎四国の宿

県名	施 設 名	所 在 地	TEL
徳島県	ホテル千秋閣	徳島市幸町3-55	088-622-9121
	頂上ヒュッテ雲海荘（剣山雲海荘）	三好市東祖谷菅生（剣山頂上）	営業期間内088-622-0633 営業期間外0883-56-0966
香川県	ホテルマリンパレスさぬき	高松市福岡町2-3-4	087-851-6677
愛媛県	えひめ共済会館	松山市三番町5-13-1	089-945-6311



◎九州の宿

県名	施 設 名	所 在 地	TEL
大分県	オーベルジュコスモス	玖珠郡九重町田野228	0973-79-2221
宮崎県	ひまわり荘	宮崎市瀬頭2-4-5	0985-24-5285
鹿児島県	マリンパレスかごしま	鹿児島市与次郎2-8-8	099-253-8822

平成29年7月1日現在

【施設利用助成金】を請求する場合

1. 提出いただく領収書は、請求者の氏名が記載された原本を送付ください。領収書を請求書として取り扱います。
2. 対象となる請求者が2名の場合は、それぞれが領収書をおとりください。ご夫婦の場合につきましてもそれぞれが領収書を発行いただくか、請求者の記載された領収書の余白部分にもうお一人の氏名を記入し、原本を送付ください。
3. 手書きの領収書の場合は、請求者氏名、ただし書き欄に泊数、宿泊人数を記載したものをご準備ください。
記載のない場合は1泊として処理をいたします。
4. 退職会員および配偶者退職会員が高知県市町村職員共済組合の組合員の被扶養者となっている場合、現職と退職福祉部の両方をご請求いただけますが、現職の給付後のご負担額が2,000円未満の場合は、その額を給付します。（100円未満切捨て）



人間ドックを受けられるとき → 短期人間ドック利用助成金

退職会員、配偶者退職会員が当会の指定する受診施設を利用するとき、助成があります。
必ず受診前に当会に申込みをしてください。

申込み方法は、当会へご連絡いただきましたら「短期人間ドック利用申込書」を送付します
ので、必要事項をご記入の上、当会まで返送してください。

助成額	*退職会員	15,000円
	*配偶者退職会員	7,000円



- ☆ **受診時、窓口でお支払いいただく金額（会員約20,000円、配偶者約28,000円）が助成後の額となります。**受診後の助成はいたしませんのでご注意ください。
- ☆ オプション検診を受けられるときは別途料金が必要です。
- ☆ 共済組合・市町村等が実施する特定健診と併せて助成を受けることができる場合がありますので、受診施設にお問い合わせください。
- ☆ 協会けんぽに加入されている方につきましては、協会けんぽが実施する生活習慣病予防健診等の補助がありますので、協会けんぽにお問い合わせください。（当会と協会けんぽの健診内容・費用等が異なりますので、確認のうえ、どちらかご選択ください。）
- ☆ 共済組合の被扶養者の資格を取得されている方は、現職の扶養者として受診いただけます。自己負担額も少なく、健診内容も同じ内容となっておりますので、毎年3月の募集時にお申込ください。ただし、高知市職員の被扶養者については、自己負担額につきご確認いただき、ご選択ください。
- ☆ 受診機関より、退職福祉部の会員であるかどうかの連絡をよくいただきますが、申込書の提出がないまま、受診日が近づいている方が多いようです。事前の申込みがない場合は、助成の対象になりませんので、申込書の連絡は、お早めに必ずお願いいたします。

<指定受診施設>

指 定 受 診 施 設	住 所	電話番号
高知検診クリニック	高知市知寄町2丁目4-36	088-883-9711
いずみの病院	高知市薊野北町2丁目10-53	088-826-5511
仁淀病院	吾川郡いの町1369	088-893-1551
土佐市民病院	土佐市高岡町甲1867	088-852-2151
四万十市民病院	四万十市中村東町1丁目1-27	0880-34-2126
中村クリニック	四万十市中村大橋通7丁目1-10	0880-34-5100
高知県総合保健協会 ・中央健診センター ・幡多健診センター	高知市棧橋通6丁目7-43 宿毛市山奈町芳奈3-9	088-831-4800 0880-66-2800
高知西病院	高知市神田317-12	088-843-8220
須崎くろしお病院	須崎市緑町4-30	0889-43-2121
JA高知病院JA高知健診センター	南国市明見526-1	088-863-8510

～請求等にかかる注意事項について～

【請求による給付について】

給付の請求日と給付日

- * 受付日…毎月15日受付分で締め切りとします。
15日を過ぎたものは翌月受付分となります。
- * 給付日…翌月中旬頃給付いたします。請求受付日が
15日を過ぎますと翌々月の給付となります。給
付がある場合はハガキ等でお知らせします。
- ★医療費制度等の改正がありますと、給付が遅れる場合
がありますので、ご了承ください。
- ★医療費補助金の請求書を診療月と同月中に提出された場
合は、翌月の受付にまわり、翌々月の給付となります。

平成29年度給付予定日

8月15日	12月15日
9月15日	1月17日
10月16日	2月15日
11月15日	3月15日

給付の権利

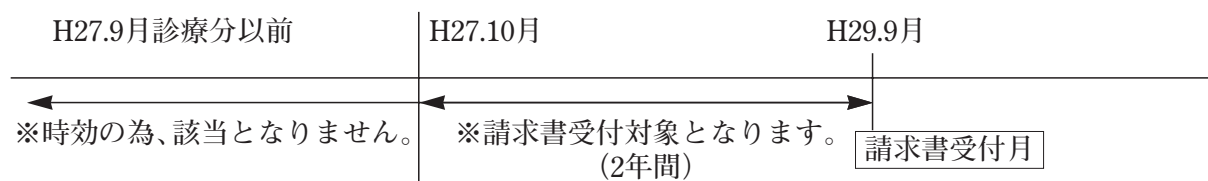
医療費補助金・弔慰金・施設利用助成金については、その原因である事実が発
生してから、満2年を以って消滅しますので、ご注意ください。
ただし、医療費補助金につきましては、診療月からとなりますのでご注意ください。

【医療費補助金・配偶者医療費補助金】を請求する場合

- 1.請求書に添付いただく領収書は、受診者氏名、診療年月日、医療機関等、医療費自己負担額（保
険適用内自己負担額）が確認できるものを必ず添付ください。調剤薬局につきましては、処方箋を
発行した病院名の記載のある領収書を添付ください。
- 2.請求は診療月の翌月以降にご提出ください。診療月の複数回の同一医療機関分は、取りまとめて
請求ください。
※例えば、9月15日の締め切り分に9月診療分を提出されても、10月の受付となります。
- 3.70歳以上の方は、自己負担額・課税区分により一ヶ月の自己負担額が合算され、1件の取扱いとな
る場合があります。（6ページの上段70歳以上の表に記載された額を超える場合は、合算の対象とな
ります。）ご不明な点は、退職福祉部までお問い合わせください。
- 4.給付の請求期限は2年を時効とします。

（請求の時効例）

- ★請求書の事務局受付月が平成29年9月中の場合
- ★遡って請求できる診療月は、平成27年10月診療分以降です。



【弔慰金】を請求する場合

1. 退職会員及び配偶者退職会員の方が、お亡くなりになった場合は、必ずご連絡をお願いします。なお、死亡された方の給付金が登録口座凍結により送金ができない場合は、弔慰金の送金と合わせて請求者に送金いたします。
2. 市町村共済組合年金受給者の方で、死亡の報告を市町村共済組合年金担当に連絡をする場合、退職福祉部への連絡も併せてお願いします。
3. 請求する遺族の方は、死亡された方との続柄が確認できる抄本、謄本を添付ください。なお、送金口座は正しく記入ください。



【国内外研修旅行助成金】を請求する場合



1. 旅行終了日から60日以内の請求は厳守ください。
2. 領収書は請求者のお名前が記載されたものを添付ください。団体でのご旅行の場合で、領収書が代表者(請求者以外)になっている場合は無効となります。請求者のお名前で領収書を準備ください。
3. 個人旅行の場合は、県外で3日以上宿泊していたことが確認でき、また1名につき6万円以上の旅行費用(交通費・宿泊費用・3度の食事代・施設入館料等)が確認できる領収書(お土産代は除く)が必要となります。複数の方の参加で領収書が1枚の場合は、一人当たりの額で計算いたします。
※旅行中の領収書は、請求時まで必ず保管ください。
4. カードでのご利用の場合で領収書がない場合は、事前を送付される旅行代金の引き落とし明細書と引き落としをされた通帳ページのコピーを送付いただく場合があります。

※ 請求時の添付書類で確認がとれない場合は、それに変わる書類をお願いする場合があります。旅行に関する書類については、助成金の決定が完了するまで保管ください。

※ 個人旅行の場合は、連続した4日以上、高知県外に滞在していたことがわかる領収書、レシートを添付いただくことになります。滞在確認の領収書については、お土産代のレシートでも可能ですが、旅行費用からは除きます。



退職福祉部によくあるご質問！

Q. 国民健康保険に変わったら、医療費は自動給付になると聞いたけど、自動給付になっていないのはどうしてですか？

A. 保険証変更の連絡をいただいてないと思われます。自動給付になるためには、国民健康保険証の記号番号の登録と情報提供の同意書が必要です。
この登録については、変更後の保険証の届出が必要となります。各個人の保険証の変更については、個人情報となり退職福祉部では、把握できない内容になっています。保険証の変更についてはご連絡をお願いします。必要書類を送付します。

Q. 市町村共済組合の年金課は、住所等の変更手続きがされているのに、退職福祉部は変更されていません。一緒の事務所内なのに、どうしてですか？

A. 共済組合年金課とは、同事務所内ではありますが、共済組合と互助会は異なった団体です。以前は会員の皆様の手続きを簡素化するために、提供いただける情報は、お互いに提供してありましたが、個人情報の保護に関する法が施行され、勝手に情報を提供することが難しくなっております。変更の場合は、退職福祉部へご連絡ください。変更後の住所によっては、保険証の変更が必要な場合もあります。異動届・変更届を送付します。

Q. 国民健康保険加入者で、現在自動給付を受けていますが、コルセットを作り支払いをしておりますが、給付の振込みがありません。自動給付ではないのでしょうか？

A. 医師の指示によるコルセットや弾性ストッキング等の購入につきましては、医療費補助金の対象ですが、自動給付にはなりません。この場合は一度全額負担をされていますので、まず市町村の国保担当に請求いただくことになります。国保から年齢・所得による7割～9割分の負担額還付後、自己負担額が対象となる場合は、請求により給付することになりますので、ご連絡ください。「医療費補助金請求書」をお送りします。
(後期高齢者医療保険制度の方は、まずは市町村の後期高齢担当課へご請求ください)

Q. 短期人間ドックの申込書を送付しています。その後、退職福祉部から連絡がありません。ドックの申込みの手順はどうなっているの？

A. 短期人間ドックにつきましては、申込書の受付後に希望受診機関に、当会より申込書を送付しています。申込み受付後は、各受診機関が日程調整をして、会員さま宛てに直接ご案内をすることになっています。希望する日がある場合の申込みにつきましては、受診日前に余裕をもってお早めにご連絡ください。

また、希望される日が決まっておりますら、事前に受診機関に予約いただき、その後、当会に申込書送付の連絡をいただくことも可能です。予約の際は、退職福祉部の会員であることを受診機関にお伝えください。

Q. 保険証が協会けんぽから国民健康保険に変更になったが、互助会への届出が数ヶ月遅れてしまいました。この場合、医療費の請求はどうなりますか？

A. 自動給付の対象になる診療月は、届出があり登録以降になりますが、自動給付の場合は最短で診療月の3ヶ月後に医療費情報の提供をいただいております。例えば平成29年8月中に変更の登録をした場合は、平成29年7月診療分から自動給付の対象になることとなりますので、平成29年6月診療以前の診療分は、請求をしていただくこととなります。

Q. 県外に3泊4日旅行しました。退職福祉部の指定宿泊施設に2泊しましたが、施設利用助成金と国内外研修旅行助成金の両方を請求できますか？

A. 両方ご請求できます。ただし、国内外研修旅行助成金は旅費お一人6万円以上の条件がありますので、2泊分の助成額（1泊2千円×2泊＝4千円）を差し引いた額が6万円以上であることが必要です。施設利用助成金請求用に宿泊施設の領収書の原本をお送りください。

Q. 航空券とホテルがセットになったパック旅行ではどうですか？

A. パック旅行では1泊の宿泊代がわかりませんので、4日以上旅行でしたら国内外研修旅行助成金のみご請求できます。宿泊代がわかる内容でしたら、施設利用助成金も請求できます。

Q. 国内外研修旅行の3年度に一回という3年度の基準はどうなっていますか？旅行終了日が、平成26年1月の場合、次の請求はいつになるのでしょうか？

A. 年度の取扱いは、旅行をされた年度ではなく、給付を受けた年度を基準にしています。

(例1)

平成30年2月15日までに請求をいただいた場合は、平成30年3月中旬に給付を送金していることとなります。この場合は、平成29年度の該当となりますので、平成32年度の請求が可能となります。(29年度・30年度・31年度の3年度)

(例2)

請求が平成30年2月16日以降3月15日までに請求をいただいた場合は、平成30年4月中旬に給付を送金していることとなります。この場合は、平成30年度の該当となりますので、平成33年度から請求が可能となります。(30年度・31年度・32年度の3年度)

上記のように、同じご旅行でも請求される日によって、次回ご請求いただく年度が1年遅れることとなります。年度を挟むご請求の場合は、ご注意くださいとともに、取扱いにつきご了承くださいますようお願いいたします。

今回は大月町をご案内します！

大月町と言えば柏島！ですが、今回は柏島を封印します！柏島以外にも魅力がある大月町。その一部をご紹介します。

【ひがしやまの名産地 竜ヶ迫地区】

皆さん大月町特産品のひがしやまをご存知でしょうか？原材料は「芋と水だけ」。大月町が誇る究極のスローフードです。芋の中心部分だけを使い、手間隙をかけこだわりの製法で丁寧に作られたひがしやまは、もはや高級和菓子と言っても過言ではありません！



橋本隊員



ひがしやま

昨年度から大月町の地域おこし協力隊として勤務している橋本隊員も、ひがしやまの魅力に惹かれ千葉県から移住し、竜ヶ迫地区の住民となってひがしやまの製法を教わっています。そんなひがしやまの代表的な産地がこの「竜ヶ迫地区」です。この地区、どこを切り取っても絵になるんです。

最近ではたくさんのアーティストが竜ヶ迫地区の住民の方とアート作品を製作し、展示を行っています。色・音・匂い、すべてが繊細で、この空間にただで心地いい。都会の雑踏に疲れたら、カメラを片手にふらっと行きたくなる、昔ながらの原風景が広がっています。



柏島も魅力的ですが、地区ごとに様々な特徴を持つ大月町。

まだまだタカラモノが眠っているのかも・・・。